## 議事日程

平成24年11月12日(月)午前10時22分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 議案第35号 医療機器等納入業務委託契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番林俊之君

2番 大網 正 敏 君

4番 花 香 孝 彦 君

5番 佐久間 義 房 君

6番 板 寺 正 範 君

7番 城之内 一 男 君

8番 高 木 武 男 君

9番 林 甚 一 君

10番 鈴 木 正 昭 君

11番 多 田 和 弘 君

12番 土 屋 進 君

13番 山 崎 ひろみ 君

14番 宮 崎 正 吾 君

15番 高 嶋 雅 弘 君

16番 鎌 形 寿 一 君

## 欠席議員

なし

出席説明員(4名)

町 長岩田利雄君

副 町 長清水正幸君

総 務 課 長 五十嵐 秀 司 君

病院 事務 長 宇ノ澤 康 成 君 出席事務局員(3名)

 事
 務
 局
 長
 小
 林
 豊

 次
 長
 青
 柳
 清
 子

 主
 査
 箕
 輪
 広
 次

(午前10時22分 開会)

## 議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

ただいまから、平成24年東庄町議会第2回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。

地方自治法第121条の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印 刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番 林甚一君、

7番 城之内一男君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

日程第3、議案第35号、医療機器等納入業務委託契約の締結についてを議 題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

## 議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

## 町長(岩田利雄君)

それでは、議案第35号、医療機器等納入業務委託契約の締結についての提 案理由を申し上げます。

本契約は先般、指名競争入札による契約締結を予定しておりましたが、指名業者の入札辞退に伴い、地方自治法施行令に基づき、1社との随意契約を締結したものでございます。予定価格が5,000万円を超えることから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく提案させていただいたものでございます。

なお、本事業は千葉県地域医療再生基金に基づく香取海匝地域自治体病院支援事業補助金を活用することにより、全額県の補助金で賄われます。本日の議会において議決をいただき、速やかに事業を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 議長(鎌形寿一君)

総務課長。

#### 総務課長(五十嵐秀司君)

それでは、議案第35号、医療機器等納入業務委託契約の締結についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、この事業は千葉県地域医療再生基金にかかる香取海匝地域自治体病院支援事業補助金を活用することにより、100%補助金で賄われます。このたび、県の補正予算が10月16日に可決されたことを受け、事業実施の運びとなりました。

本業務執行に当たり、去る11月5日、県内に本社または営業所等があり、 医療機械等の納入業務に実績のある10社を指名して、指名競争入札を実施し ましたところ、事前に8社からの辞退の申し出があり、さらに当日1社からの 辞退の申し出があり、入札については当日取りやめとなりました。しかしなが ら、今回更新を計画していた医療機械については老朽化が激しく、緊急に整備 を行う必要があるため、辞退届の提出がなかった株式会社栗原医療器械店千葉 営業所より見積もりを徴した結果、6,220万円に消費税及び地方消費税3 11万円を加えた6,531万円で予定価格以下の見積もりの内容でありました。このため、議会の議決を条件に、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」、及び同条同項第7号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」の規定を適用し、随意契約で本業務委託契約を締結したところでございます。

本契約案件は予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を経なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び町の条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

#### 議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから、議案第35号、医療機器等納入業務委託契約の締結についてを採 決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 閉会に当たり町長よりご挨拶をお願いします。 岩田町長。

# 町長(岩田利雄君)

それでは、閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、東庄病院の医療機器等納入業務委託契約の締結にかかわる議案1件を提案させていただきました。そしてまた、議決を賜り、まことにありがとうございました。

東庄病院事業でございますけれども、平成22年、23年と2年連続の黒字 決算となっておりまして、今年度も経営状況は順調に推移をしているところで ございます。しかしながら、多くの自治体病院が抱える医師不足の問題は東庄 病院においても例外ではございません。今回の医療機器の更新事業は適切な医 療の提供を担保するばかりではなく、医療スタッフの確保にも強みになるもの と考えております。引き続き、医師の確保に努め、町民の皆様方から信頼、そ してまた、期待される病院を目指して努力をしてまいる所存でございます。

また、議員各位ご承知のとおり、現在国におきましてはやっと特例公債法案が審議中であります。法案成立のおくれによりまして、地方交付税の配分が延期されており、その影響が市町村まで及んでいるところでございます。本町におきましても、第4期分の交付税が入らない状況となっておりますが、本町におきましては前年度繰越金等、現金ベースで一定程度の資金が確保されており、現時点では財政運営には支障がないものと考えております。

国政の混乱が地方財政にまで影響することは極めて遺憾なことでありますが、 本町といたしましては、町民の皆様に行政サービスの低下という影響が出ない よう行政運営をしてまいる所存でございます。

結びに、秋から冬へと気候が変化する中、議員各位にはどうか体調には十分 留意をされ、今後とも本町政の進展にご支援を賜りますようお願いを申し上げ まして、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

#### 議長(鎌形寿一君)

それでは、私からも一言ご挨拶申し上げます。

きょう、この決定しましたことによる新しく医療機器が入るということであ

りますので、ますます町民にとってはいいことなのかなと思います。これによって、病気の早期発見等がより一層できれば、病院経営もスムーズにいくだろうし、町民も喜んでくれるんではないのかなと思います。議員の皆様方もできるだけ病院経営に少しでも参加するという気持で、概念で早急に、例えば前から言っているように人間ドックですか、それを全員受けるようなそういった気持ちで未病の早期発見、そういったものに努力していただければと思います。

本日はどうもご苦労さまでした。

これをもちまして、平成24年東庄町議会第2回臨時会を閉会します。

(午前10時35分 閉会)